



各府省庁の実施計画の策定について

2025年3月25日

地球環境局地球温暖化対策課



政府実行計画の概要（令和7年2月18日閣議決定）

- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。**〔現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定〕
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- | | |
|--------|---|
| 太陽光発電 | ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、 2040年度までに100%設置を目指す。
✓ ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。 また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて 導入目標を検討する。 |
| 建築物の建築 | ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、 2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。 また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでの ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
<small>※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物</small> |

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- | | |
|-------------|---|
| 公用車/
LED | ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
<small>※ 電動車は代替不可能なものを除く</small> |
| 電力調達 | ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、 2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とする ものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。 |
| GX製品 | ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、 率先調達する。
<small>※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの</small> |

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
- ✓ **Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。**
- ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。
※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

- 政府実行計画の改定を受け、各府省庁は、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた「**実施計画**」を**策定する必要**があり、3月7日に、新たな政府実行計画に基づく、各府省庁の実施計画の策定について依頼した。
- 各府省庁が設定した目標については、**政府全体の目標達成に向け適切なものであるかどうかを、地球温暖化対策推進本部幹事会において確認**することとされており、以下のスケジュールで策定に向けた作業を進める。

3月7日	策定依頼の発出
4月30日	実施計画（案）の提出〆切
5月～	環境省によるとりまとめ
8月（予定）	地球温暖化対策推進本部幹事会
9月中	省内手続、公表

（参考）政府実行計画（令和7年2月18日閣議決定）

6 各府省庁の実施計画の策定等

- (1) 各府省庁は、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」を策定する。
- (2)～(3) 略
- (4) 各府省庁は、(2)に掲げた取組やその他の取組の徹底を目標とすることによって、先進的な温暖化対策技術を事業者や家庭に先駆けて率先して導入することを通じ社会全体への普及をけん引する役割を果たす。このため、2013年度を基準として、政府全体で温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを踏まえ、当該年度の削減目標を府省庁ごとに設定することとする。各府省庁が設定した目標については、政府全体の目標達成に向け適切なものであるかどうかを、地球温暖化対策推進本部幹事会において確認する。

本省と地方支分部局、各省地方支分部局間での連携

- 政府実行計画に基づく取組を進めるにあたっては、本省間の連携はもとより、**本省と地方支分部局の連携、地方支分部局間での連携も重要。**
- このため、連絡会議における本省間の連携に加えて、以下に取り組んでいく。
 - ・**地方支分部局が抱えている主な課題等を関係府省庁が吸い上げ、連絡会議において、課題を共有しつつ対応を議論する。**
 - ・**地方支分部局を構成員として開催されている既存の会議等を通じ、各府省庁における効果的な取組に関する情報提供・共有等を行い、地方支分部局間の連携を推進する。**
- また、取組を進めるにあたり、加えて、政府関係機関及び関係団体、地方公共団体等においても、政府実行計画の趣旨を踏まえた取組が進むことが重要であり、政府部門における取組で得られた効果的な取組等について、情報提供を行い、必要な支援や助言を行っていく。

（参考）政府実行計画（令和7年2月18日閣議決定）

序文

政府関係機関及び関係団体、地方公共団体等においてもこの計画の趣旨を踏まえた率直的な取組が行われることを期待し、本計画の周知を図るとともに、その特性に応じた有効な地球温暖化対策に関する情報提供を行い、必要な支援、助言に努めるものとする。

第四 措置の内容

6 各府省庁の実施計画の策定等

(3)（前略）さらに、各府省庁の担当部局間で省CO2化の経験やノウハウ・技術を共有する。

8 政府実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検

(4)政府実行計画を効果的に実施するために有効な具体的、細目的な措置及び技術的支援の在り方並びに効果的な取組に関する情報提供等については、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において決定する。